

新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業にかかるQ&A

事業名	問合せ内容	回答
新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業	一つの医療機関が、救急医療や周産期医療、小児医療も行っている場合、3倍の支援金がもらえるのか	医療機関単位で支援を行うものであり、救急医療も周産期医療も小児医療も行っている場合であっても、支援金は3倍になりません。
新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業	支援金は、いつからいつまでの経費が対象となるのか	令和2年4月1日から令和3年3月31日までにかかる経費が対象となります。